

# 告示

## 埼玉県告示第二百号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和元年六月二十五日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
株式会社新日本不動産 （宅地建物取引業法上の 登録商号株式会社サービ ス）	高太樹	埼玉県川口市幸町三丁目 八番十三号